

平成 27 年度 入学者選抜学力検査
法学類(後期日程)
小論文問題の出題趣旨・講評・解答例
(2015 年 3 月 12 日 9 時 30 分～11 時 30 分実施)

問題 次ページ以下の文章をよく読んで、次の問いに答えなさい。

(課題文の出典:末弘巖太郎『役人学三則』(2000 年、岩波現代文庫)166 頁から 180 頁まで)

問1 下線部①で著者は「パンの学問」の「面白い意味」について、どのように考えているのか、150 字以内で説明しなさい。

問2 下線部②に関連して、著者は、法学的素養を持つ人間がたくさん必要とされることの背景として、近代社会・近代国家のいかなる特徴を指摘しているか、600 字以内で説明しなさい。

問3 著者が下線部③のように考えているのはなぜか、350 字以内で説明しなさい。

問4 本文における著者の主張を踏まえて、なぜ「知識を与える」教育だけでは不十分であり、「ものの考え方を教える」教育が必要となってくるのか、それぞれの教育方法のメリット・デメリットに言及しつつ、あなたの考えを 700 字以内で述べなさい。

出題趣旨・講評・解答例

[問 1]

出題趣旨

課題文を正確に読解するとともに、それを問いの内容に即して的確かつ正確な文章で要約して表現することができるかを問う。

講評

「パンの学問」とは、職を得て生計を立てていくための学問という意味だが、法学は「受験の具」になるので職業を得る手段として役に立つ、という表面的な意味と、近代社会は法学的訓練を受けた人間を大量に必要としているために職業を得る手段として役に立つ、という深く面白い意味、の両者を対比させて説明して欲しかったが、前者あるいは後者のみに言及している答案が多かった。

解答例

法学が職業を得る手段として役立つのは、単に、官吏になるための試験科目になっていたり、良い成績で法学部を卒業すれば一流会社に採ってもらえるために「受験の具」として役立つのみ

ならず、法規範にもとづく秩序を必要とする近代社会が法学的訓練を受けた人間を大量に必要としているためであるという意味。

[問 2]

出題趣旨

課題文中に現れている著者の指摘を、問いの内容に即して的確に要約して表現できるかどうかを問う。

講評

下線部に続く課題文では、同趣旨のことが繰り返し述べられているので、所定の字数を勘案しつつ、過不足なく要約できることが望まれる。

解答例

第 1 に、現代社会には大量成員団体が多数存在し、組織の力によって、機械のように秩序正しい合理的運営が行われており、これを可能にするため、内部規律を確保するための行為規範体系と、かかる規律に堪え、あらかじめ定められた行為規範によって秩序正しく行動するよう訓練された官僚的勤務者群が必要とされている。

第 2 に、近代資本主義的経営は、あらかじめ定められた法規範に従ってすべての結果を予見し得るよう正確に運営されるという、法治主義的な国家活動に信頼してのみ可能であるため、国家活動の運営に当たる官僚群が、かかる目的に従って規律正しい活動をなし得るよう特別に訓練されることが必要とされている。

第 3 に、団体と団体との関係、人と人との関係も、すべてあらかじめ定められた法規範によって結果を予見し得るよう規律されていることによって、近代社会の基礎である自由主義的秩序と、民主主義的秩序とが成り立ち得る。

第 4 に、以上のような法的秩序の円滑な動きを保障し、ひいては社会の進展変化に応じて法秩序を成長させてゆくには、あらかじめ不動的に定立された法規範の自動的作用に任せるだけでなく、個々の場合の具体的事情に応じて具体的に妥当な処理が行われる必要があり、そのために法学的訓練を受けた専門家が具体的処理の担当者として必要とされている。

[問 3]

出題趣旨

長文から著者の論理を要約する能力を問う。

講評

要約は、解答者が勝手に「翻訳」せずに、筆者自身が述べている言葉でまとめることが肝心である。また、要約すべきことを過不足なく書くことも必要である。

解答では、教育を行う大学の教師も法学教育の目的を十分に理解していないという点に触れていない解答が多かった。

解答例

現在の法学教育は、主として現行法の知識を与えるという形で行われている。したがって学生は現行法を理解し、記憶することを学習の目的と考えてしまい、実際は法学的な考え方を教え込まれているのだということに気づいていない。卒業後、職について役に立つのは、知識よりむしろ法学的な考え方である。大学で得られた知識はそのままで役に立たないが、卒業後に実務の経験が重なることにより、法学的な考え方は成熟する。このことが、大学で教えられたことを忘れた頃に初めて一人前の役人や会社員になれる、という意味である。従来の大学の法学教育では、この理合が充分理解されず、法学教育の真の目的を学生に理解させる努力が意識的に行われていない。そのため、教育と学習の能率が阻害されているという欠陥がある。

[問 4]

出題趣旨

本問は、課題文の内容をしっかりと踏まえうえて、課題文の内容を自分の知見と関連させながら敷衍し、しっかり自分の考えを述べることができるかどうかを問うものである。また、一方の意見のみに偏るのではなく、各意見のメリット・デメリットを吟味しつつ、多角的なモノの見方ができるかどうか併せて問うことも目的としている。

講評

本問の解答にあたっては、筆者の述べる「知識を与える教育」と「ものの考え方を教える教育」の内容を、文脈に沿って把握したうえで、設問の指示に従い、それぞれのメリット・デメリットを述べる必要がある。

ただし、それぞれのメリット・デメリットにつき、課題文の内容を再度繰り返したに過ぎないものは十分に論じることができているとは言えない。

また、自分の考えを述べる事が出来ていない解答も少なからず見られた。

なお、解答に際して、具体例を用いて説明すること自体は評価できる。しかし、当該具体例がメリット・デメリットの説明にあたって適切であるか、論理的につながりがあるといえるかなどの点において、説得性を欠くものが散見された。

解答例

筆者は、法学教育において「知識を与える」教育が広く行われているが、実際に職に就いて役立つのは「知識」そのものでなく、「ものの考え方」であり、ものの考え方を会得させることに適した考え方を模索すべきと説く。

まず、「ものの考え方」を教える教育には、社会に出て、新規の事態に臨機応変に対応する力を養うことができるというメリットがある。もし、法学教育を経た裁判官が、条文や先例のない事例だからといって、判断を放棄するというのであれば、その職務を全うすることができないであろう。また、「ものの考え方」を知る方が、学生も学習内容に関心をもちやすくなり、学習効果が増大する。例えば、産業や気候などの地理の知識を機械的に覚え込むよりも、どのような背景で特定の産業が盛んになるのか、どのような仕組みでそのような気候が生じるのかを知る方が印象に残り、記憶しやすい。

単なる知識は、それぞれが相互に関連しないと無味乾燥な情報になってしまう。他方で、「知識を与える」教育も重要である。何らの知識も前提としない抽象的な「ものの考え方」は存在しないし、「ものの考え方」は正確な知識や情報があつてこそ、意味を持つ。また、学習の初期段階では、「習うより慣れろ」というように、知識を反復・定着させるなかで、自然と「型」が身に付いてくる。暗誦教育を受けた明治・江戸の文人の教養には目を見張るものがある。

このように、ものの考え方は、しっかりした知識を基盤として育まれる側面がある。「ものの考え方を教える」教育と「知識を与える」教育は、あたかも車の両輪のように、相補的に成り立つものと考えられる。